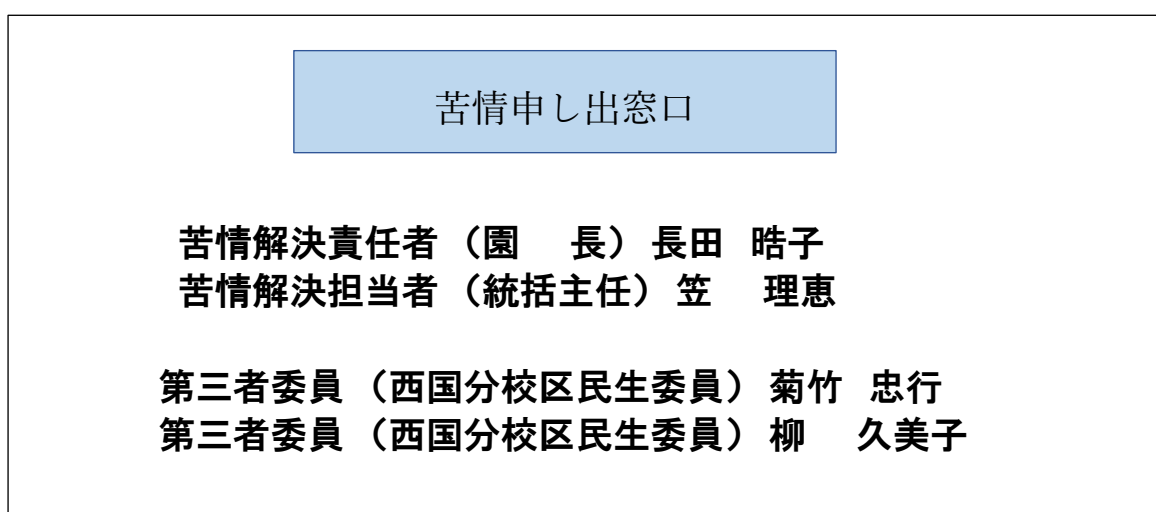


晴明保育園苦情解決の仕組み

苦情申し出の窓口の設置について

晴明保育園では、社会福祉法第 82 条の趣旨に基づき、利用者など、その家族や代理人からの苦情に適切に対応する体制を整えています。苦情ということでもなく、普段晴明保育園を利用しての感想、ご意見、ご要望、何でも結構です。気付かれた事を遠慮なく申し出て下さい。

申し出はクラス担任保育士、総括主任保育士（苦情受付担当者）、園長および下記第三者委員までお願いいたします。



苦情解決の仕組み（手順）

○利用者等への周知

- 施設内での掲示
- 入園のしおり記載
- 入園式での説明

